

審議会会議録

審議会等の名称	第1回 瑞穂市行政改革推進委員会
開催日時	令和6年8月23日(金曜日) 午後6時00分から午後7時15分まで
開催場所	瑞穂市役所 穂積庁舎3階 第1会議室
議題	(1) 事業仕分けについて
出席委員 欠席委員	<p>出席委員 8名 高梨 文彦会長、清水 治副会長、伊藤 清美委員、 宇野 睦子委員、佐々木 尚孝委員、竹林 成熙委員 中村 昌博委員、廣瀬 啓司委員、</p> <p>欠席委員 2名 小倉 妙子委員、若山 陽子委員</p>
公開・非公開の区分 (非公開理由)	公 開 ・ 非 公 開
傍聴人数	0人
審議の概要	<p>開会</p> <p>委嘱状交付</p> <p>【事務局】 瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第12条により、傍聴者がいないことを確認した。 同要綱第15条により会議録を作成し、公開することを委員に確認した。</p> <p>市長挨拶</p> <p>自己紹介</p> <p>【事務局】 委員総数10名に対し過半数を超える8名の出席があり、瑞穂市行政改革推進委員会設置条例第6条第2項の規定に基づき会議が成立していることを宣言した。</p>

次第に記載のある「5.報告事項」の前に「6.会長、副会長選出」を行うことを説明した。

瑞穂市行政改革推進委員会設置条例第5条第1項の規定に基づき会議、副会長の選出について意見を求めた。

～委員より事務局一任の声あり～

【事務局】

事務局案として、会長に高梨文彦委員、副会長に清水治委員を指名した。

～委員より賛同の拍手あり～

会長、副会長挨拶

市長退席

報告事項 瑞穂市の行政改革推進事業の概要及び経緯について

【会長】

報告事項について、事務局の説明を求めた。

【事務局】

資料1を用いて瑞穂市の行政改革推進事業の概要及び経緯について説明を行った。

【会長】

報告事項について、委員に質問を求めた。

～質問無し～

議題 事業仕分けについて

【会長】

議題について、事務局の説明を求めた。

【事務局】

資料2、資料3を用いて事業仕分けについて説明を行った。

【会長】

各委員に事業仕分けについて質問・意見を求めた。

【A委員】

資料3の昨年度の評価シートについて、担当課の評価はAで財政部局の評価はDと非常に乖離がある。評価項目には「市民や社会のニーズを的確にとらえた事業であり、民間事業者

や市民が自ら実施することのできない事業」であるとあるが、霊柩車の事業は実際に民間事業者が実施していることであるので、少なくとも A の評価にはならないはずなのに、なぜ担当課は A の評価をしたのか。

【会長】

昨年度、事業仕分けに関わったが、このような担当課と財政部局の評価が大きく差が開いているケースは、担当課が出席し A 評価の理由について説明があるとよいが、この案件については担当課が出席しておらず聞くことができなかった。できれば担当課には出席いただきたいが、ない場合はこのシートに書かれたことだけで判断する必要がある。

【A委員】

そうすると、担当課の中の各担当者個々の評価など、A の評価になるまでの経過はシートの中では見えてこないのか。

【会長】

シートの中では見えてこない。

そのほかの質問・意見を求めた。

【B委員】

A～D の評価の基準など他にも細かな資料がないと、この資料だけでは読みとることが難しい。また、担当課の課長レベルで評価を決めているのか、決裁をあげているのかという辺りまで知りたい。

決裁をあげていて、その中で担当課は A、財務部局は D となってしまったのであれば、その差は大変大きく、担当課の説明がない中では、市民にとって A の判定をするべきなのか。財政的に見たら D になってくるのではないだろうか。

無責任に判定を進めていくということではできないので、ある程度の説明資料はいただきたい。

【会長】

シートの作成について、担当課へどのように要請をしているのかについて事務局に説明を求めた。

【事務局】

シートを作成するにあたっては、事業概要、過去の経緯、目的、必要性について十分に書いたうえで担当課は課内で審議して評価している。委員会に上がる前には財政部局において再度内容の確認をし、説明が不十分なものについては追加資料の提出を依頼しており、財政部局の方も十分議論して評価をしている。

【C委員】

さきほど、「担当課は客観的には判断しておらず、誰が見てもこれは廃止ではないか」のような意見があったが、掌握している業務に関して、なかなか自ら廃止ということは言いづらい。だからこそコンペとして客観的に見るのが我々の役目だと思う。

なぜこれが A 評価なのかと疑問に思えば、そこは説明を求めたい。ぜひ出席をしてほしいということ事前に伝えていくということで解決できるのではないか。

【会長】

場合によっては補助資料の追加提出を依頼することもできる。

【A委員】

この霊きゅう車の案件では、私の立場では制度として残してほしいと感じた。かつて義父が亡くなった際、祭壇の飾りや備品の貸し出しがあり、地域の方が全て対応してくれ、霊柩車も借りた。その後は残念ながら全て葬儀会社任せとなり、霊柩車もどこから借りているのか不明である。

自治会では会を催すために食器類などが常備されており、それを今後どうするか議論をしている。葬式があると地域住民が組で集まって使用していたが、ここ十数年使用していないという状況で、災害時に使用するかという話も出てはいるが、霊きゅう車等が廃止されるところをものとして我々も備品を廃止することもありえるのかと思う。

自身としては、担当課がAと評価をつけた、無くしたら困るという点も強調してほしい。

【D委員】

市の単独事業が多数ある中で、事業の評価シートを数年前から作るようになって評価をしながら予算を組んでいると思う。

今回の事業仕分けで事業の選定をするにあたり、担当課としては続けていきたいと思っても、財政部局がシートを見て費用がかかりすぎだから廃止したほうがいいのか判断して、審議会に出してくるということか。それとも、担当課も一緒になって考えて、お互いに話し合いをしてここへ出してくるのか。

【事務局】

基本は担当課に対象事業を募集しているが、なかなか提案がないというのが現実である。我々はこのほかに全事業の事業ヒアリングをしており、その中で必要かどうかの議論をし、事業を選定し、担当課とも協議をしながら、最終的に事業決定をしている。

【D委員】

担当課はAだけど財政部局はCやDということは、ほとんど財政部局によって出された事業と推測される。担当課としては次に進めたい事業でも財政部局の方で財政的に厳しいから廃止したほうがいいのかという場合に、担当課はAと評価していて、自分たちは事業をやりたいということであれば、それを説明に来るべきだが、来ない場合もあるということである。担当課とヒアリングや相談をして審議会へ出していればよいがどのようになっているのか。

また、毎年3事業程度を設定と書いてあるが、単独事業として事業数は結構あると思う。評価が毎年出てくる中で、きちんとヒアリングをして事業をあげてほしい。

【事務局】

担当課ともしっかりヒアリングをして最終的に審議会にあげている。

【事務局】

担当課として事業を廃止するというのはなかなか難しいという事は想像していただけたと思う。財政部局としては、費用がかかるから廃止というようなそんな短絡的な話ではない。

資料2の説明のとおり、基本は市の単独事業であり、「費用に対して効果が見合わないまたは見えない事業」が対象となる。税金を使う立場としては惰性でやっている事業というのはいけぬ。

あるいは、「対象者が本当に限定されている」、対象者が1人か2人しかいないようなごく少ない事業に対して税金を投入していくことはよいのだろうか。

また、自宅やお寺で市の祭壇を貸し出している葬儀がここ何年もない。コロナもきっかけだったと思うが、時代の流れということもある。市内ではほぼ100%民間事業者、葬祭業者が

やっているの、そうすると「市が実施する理由が明確でない事業」、これは本当に市が実施しないといけないのだろうか、という視点も持っている。

開始当初は崇高な目的をもって始めた事業もある。しかし、毎年同じ事業を繰り返してきて、スクラップするという事は難しい。担当部署で検討して、前向きにスクラップアンドビルドし、他の事業に有効に税金を使っていこうという意識が低い。

もちろん担当部署から事業案があれば、仕分けに諮り、一般的にどう感じられるのかという意見を皆さんにもらって、廃止にするのかと検討することに踏み切れると思うが、担当課から出てこないの、財政サイドから3事業ほどピックアップしているという状況である。

いろいろな考え方があるのでこの審議会で、最終的に1つの答えを出す必要はない。このいろいろな考え方をいただいたうえで、担当部署と財政サイドで「市として本当に必要だろうか」という点を話し合いのうえ結論を出す。まずは事業について見直すきっかけをこの委員会でもっていただきたいという思いである。

【B委員】

市民としては他の事業に税金を使ってほしい、見直す事業はもっとあるのではないかとこの声も出てくると思う。財政的なことは時間をかけてはいけない。市民からすれば、たった3事業しかやらないのかと感じてしまうので、事業数についても見直しをしていただきたい。

【事務局】

令和5年から事業仕分けが始まりましたが、事業数が多くなると委員さんの負担も多いということで、3事業程度でまずは審議していこうということになったもの。

3年後にその事業はどうなったか再評価をするため、初めての事業と再評価の事業を合わせて、3年後には最大6事業になるが、委員会でもっと審議が可能だというご意見であれば、少しずつ増やすことは可能。

大前提はやはりここに上がる前に担当課が自らスクラップをしてほしいという思い。

【会長】

昨年も関わった立場としては、先ほどの担当課が来ないということも含めて、去年初めて事業仕分けを実施し、恐らく庁内の中で事業仕分けに対して何か懐疑的な見方のようなものがあったのではないかと。事業仕分けというものが行われて、委員会ではどういう議論が行われて、それに対して担当課としてどのようにご説明していただきたいのかということについて認識を深めていかなければいけない段階だと思う。

また、この審議会としての意見を無理にひとつにまとめはしないが、大まかな方向性というものを示すにはそれなりの時間をかけて十分に議論をしないといけない。委員の皆さんもそれぞれお仕事等があるので、その中で現実的に取り扱える事業数ということで、まずは3事業でやる。ある意味小さく生んで、いずれ大きく育てられればいいのかと思う。

これを実際に進めていって、意外ともう少しやれるかなということになれば事業数を少し増やしていくということは可能ではないか。

【E委員】

3事業に絞るまでの経緯について説明はあるのか。

また、資料としてはこの事業評価シートのみなのか、それ以外の資料もあるのか。

【事務局】

当日経緯の説明はする。事前にこのシートを送付するので確認の上、資料が不足しているとのことで希望があれば追加する。

【E委員】

ここへ上がってきた評価シートは、担当課の今後の方針はどちらかというと 4, 5, 6 の方で考えてほしいといった、そのような意味合いというのはあるのか。

【事務局】

該当事業は「費用に対して効果が見合わない」「対象者が限定される」「民間事業」などに当てはまるので、財政部局の評価は後半の「見直してほしい」という意見にはなる。あとは担当課がどのような経緯や思いでそれを説明していくかで意見を出していただくことになる。

【事務局】

役所の中にいると市民の方の感じ方を感じ取ることは難しいと思う。別に 4, 5, 6 にこだわってはならず、財政部局が思っているより市民の方は必要としているという意見や、事業規模の拡大をした方がいいという意見であれば、内部で検討してさらに充実させていくということもある。必ずしも縮小や廃止や休止という結論を出していただきたいということではない。

【C委員】

担当課が当日委員会で説明に来ないということは、けしからんのではないかという雰囲気だったが、私は違うのではないかと思う。どんな行政サービスでもないよりあればいいし、関係者や内情を知っていることにより、自ら廃止、縮小とは言いづらいのではないか。

積極的ではないから来ないのではなく、A と評価は書いたけど、実は心の中ではそうは思っておらず、担当課も客観的な目は持っているが、やはり自ら声を上げられないから、この場で議論してほしいし委員会で冷静に判断してくださいという事で来ないということもあるのではないかとも思う。

ただしこれは私の解釈なので、皆さんどう考えられるかはわかりませんが、積極的にここに来たくないとかいうことではないのではないかなと思ひ、それだけは伝えたいと思う。

【会長】

昨年、実際に路線バスの事案は担当課 3 人来られて、これは続ける必要があるという事を説明していた。この事案との落差で言うと、全く誰も来ない、説明がないという事は、委員の受け止めとしては A と評価しているけどどういうことなのという受け止めに当時はなったかと思う。

【D委員】

今やっている事業の次年度の予算査定をするときの要望としてこの事業評価シートというのを使われていると思うが、各担当課でこの事業の予算査定をするときに、この説明はあるのか。

【事務局】

今回出している評価シートとは別に事業ヒアリングシートというものを全事業作成しており、毎年新年度のどのような事業をやりたいなどを予算査定に向けてヒアリングしている。

【D委員】

そのヒアリング中で、抜粋して出てくるのか。

【事務局】

まだ始まったばかりなので、方法としては検討段階にあるが、今後は事業ヒアリングの中

で協議をしつつ進めていきたい。

【D委員】

予算のヒアリングのときは必ず担当課が説明に来るはずなので、そこで協議して事業仕分けの対象としてあがってくる可能性もあるということか。

【事務局】

必要性等をヒアリングして、改善してほしいというものがあればあがってくる。

【会長】

そのほかの質問・意見を求めた。

～ 質問無し ～

【会長】

・今後の事業仕分けの流れについて確認。

次回の会議を令和6年10月11日（金）18時00分より、1日で審議が終わらない場合の予備日を10月24日（木）18時00分より開催することとした。

【事務局】

・本日の委員会につきましては審議会等の設置運営等に関する要綱第15条の規定により、会議録を作成して公表する旨の通知及び確認依頼。

- ・会議録については要約である旨の確認
- ・データでの送付を希望される場合は、可能な旨の確認

閉会

事務局
(担当課)

瑞穂市 総務部 財務情報課
TEL : 058-327-4131
FAX : 058-327-4103
e-mail : zaimu@city.mizuho.lg.jp